

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 <u>1</u> ファームバンキング／ホームバンキング ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申<u>（追加）</u>込みを行い、かつ当組合が当該申<u>（追加）</u>込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 <u>2</u> サービス取扱時間 （省 略） <u>3</u> 利用申込 <u>（削除）</u> <u>（1）</u> 本サービスの利用の申<u>（削除）</u>込みに際しては、当組合制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。 <u>（2）</u> 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申<u>（削除）</u>込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 <u>4</u> 本人確認 （省 略） <u>5</u> 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>（1）</u> 本サービスの取引の依頼は、<u>「4 本人確認（削除）」</u>を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。 <u>（2）</u> 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、<u>端末機器を通じて</u>契約者に依頼内容を確認し<u>てい</u>	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 <u>第1条</u> ファームバンキング／ホームバンキング ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申<u>し</u>込みを行い、かつ当組合が当該申<u>し</u>込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 <u>第2条</u> サービス取扱時間 （省 略） <u>第3条</u> 利用申込み <u>1.</u> 本サービスの利用の申<u>し</u>込みに際しては、当組合制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。 <u>2.</u> 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申<u>し</u>込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 <u>第4条</u> 本人確認 （省 略） <u>第5条</u> 取引の依頼・依頼内容の確認等 <u>1.</u> 本サービスの取引の依頼は、<u>第4条の</u>本人確認<u>手続</u>を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。 <u>2.</u> 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を<u>端末機器を通じて</u>確認します<u>の</u>

改正後	改正前
<u>ただ</u>きます。その内容が正しい<u>場合</u>、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして、契約者の有効な意思によ<u>る</u>、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本 規定において特に定めのない限り、取消<u>し</u>、変更等はできないものとします。 <u>(3)</u> （省 略） <u>(4)</u> （省 略） <u>a</u> （省 略） <u>b</u> （省 略） <u>c</u> 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続<u>き</u>を行ったとき。 <u>d</u> （省 略） <u>e</u> 差押<u>え</u>その他相当の事由が発生したとき。 <u>(5)</u> サービス利用口座について同日に複数の引 <u>(削除)</u> 落 <u>(削除)</u> し（本サービス以外の引 <u>(削除)</u> 落 <u>(削除)</u> しを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その<u>いず</u>れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。 <u>6</u> 通知サービス 通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立<u>て</u>、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。 <u>7</u> 照会サービス <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> （省 略） <u>(3)</u> 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡<u>り</u>など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消<u>し</u>をすることがあります。また、こうした変更・取消<u>し</u>のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>8</u> 振込・振替サービス	<u>で</u>、その内容が正しい<u>時には</u>、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして、契約者の有効な意思によ<u>り</u>、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消 <u>(追加)</u>、変更等はできないものとします。 <u>3.</u> （省 略） <u>4.</u> （省 略） <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> （省 略） <u>(3)</u> 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続 <u>(追加)</u> を行ったとき。 <u>(4)</u> （省 略） <u>(5)</u> 差押 <u>(追加)</u> その他相当の事由が発生したとき。 <u>5.</u> サービス利用口座について同日に複数の引<u>き落と</u>し（本サービス以外の引<u>き落と</u>しを含みます。）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その<u>何</u>れを引き落とすかは当会の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。 <u>第6条</u> 通知サービス 通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立 <u>(追加)</u>、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。 <u>第7条</u> 照会サービス <u>1.</u> （省 略） <u>2.</u> （省 略） <u>3.</u> 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡 <u>(追加)</u> など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消 <u>(追加)</u> をすることがあります。また、こうした変更・取消 <u>(追加)</u> のために生じた損害については、当組合は責任を負いま せん。 <u>第8条</u> 振込・振替サービス

改正後	改正前
<u>(1)</u> 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取<u>(削除)</u>扱いできない場合があります。 <u>(2)</u> （省 略） <u>a</u> （省 略） <u>b</u> （省 略） <u>c</u> （省 略） <u>d</u> （省 略） <u>e</u> 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消<u>し</u>ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取<u>(削除)</u>扱いできません。 ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>(削除)</u> <u>f</u> 前号の組戻<u>(削除)</u> 手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>(削除)</u> <u>9</u> 取引内容の記録等 （省 略） <u>10</u> サービス利用手数料等 <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> 本サービスによる振込に当たっては、<u>「8 振込・振替サービス」</u>における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 <u>(3)</u> 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引<u>(削除)</u> 落<u>(削除)</u> しは、普	<u>1.</u> 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内 本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取<u>り</u>扱いできない場合があります。 <u>2.</u> （省 略） <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> （省 略） <u>(3)</u> （省 略） <u>(4)</u> （省 略） <u>(5)</u> 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消<u>(追加)</u> ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取<u>り</u>扱いできません。 ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。 <u>なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。</u> <u>(6)</u> 前号の組戻<u>し</u>手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。 <u>なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。</u> <u>第9条</u> 取引内容の記録等 （省 略） <u>第10条</u> サービス利用手数料等 <u>1.</u> （省 略） <u>2.</u> 本サービスによる振込に当たっては、<u>第8条</u>における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。 <u>3.</u> 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引<u>き落と</u>しは、普通貯金規定、

改正後	改正前
通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 <u>(4)</u> （省 略） <u>11</u> 暗証番号、セキュリティ等 <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> 本サービスの利用について当組合に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当組合所定の手続<u>き</u>を行ってください。 <u>12</u> 解約等 <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> （省 略） <u>(3)</u> （省 略） <u>(4)</u> （省 略） <u>(5)</u> （省 略） <u>a</u> （省 略） <u>b</u> （省 略） <u>c</u> （省 略） <u>d</u> （省 略） <u>e</u> （省 略） <u>f</u> （省 略） <u>g</u> （省 略） <u>h</u> <u>利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。</u> <u>i</u> <u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>(a)</u> <u>暴力団</u> <u>(b)</u> <u>暴力団員</u> <u>(c)</u> <u>暴力団準構成員</u> <u>(d)</u> <u>暴力団関係企業</u> <u>(e)</u> <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>(f)</u> <u>その他(a)～(e)に準ずる者</u>	総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。 <u>4.</u> （省 略） <u>第11条</u> 暗証番号、セキュリティ等 <u>1.</u> （省 略） <u>2.</u> 本サービスの利用について当組合に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当組合の 任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当組合所定の手続<u>(追加)</u>を行ってください。 <u>第12条</u> 解約等 <u>1.</u> （省 略） <u>2.</u> （省 略） <u>3.</u> （省 略） <u>4.</u> （省 略） <u>5.</u> （省 略） <u>(1)</u> （省 略） <u>(2)</u> （省 略） <u>(3)</u> （省 略） <u>(4)</u> （省 略） <u>(5)</u> （省 略） <u>(6)</u> （省 略） <u>(7)</u> （省 略） <u>(8)</u> <u>本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>j 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>(a) 暴力的な要求</u> <u>(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u> <u>(e) その他前各号に準ずる行為</u> <u>(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u> <u>k 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合</u> <u>l 契約者が当組合に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合</u> <u>m 契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合</u> <u>n 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>o (省 略)</u> <u>13 移管</u> <u>(1)</u> サービス利用口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続<u>き</u>を行っていただく必要があります。 <u>(2)</u> サービス利用口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続<u>き</u>を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 <u>14 免責事項</u> <u>(1)</u> 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず <u>a</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>(削除)</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>b</u> 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたこ	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(9) (省 略)</u> <u>第13条 移管</u> <u>1.</u> サービス利用口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続<u>(追加)</u>を行っていただく必要があります。 <u>2.</u> サービス利用口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続<u>(追加)</u>を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 <u>第14条 免責事項</u> <u>1.</u> 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず <u>(1)</u> システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害 <u>(2)</u> 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたこ

改正後	改正前
とにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>(削除)</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付<u>(削除)</u>の有無等を確認してください。 <u>(2)</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>(削除)</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>(3)</u> 当組合が「<u>4 本人確認</u>」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「<u>15 本サービスの不正使用による振込等</u>」による補てんの請求をすることができます。 <u>(4)</u> (省 略) <u>(5)</u> 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>(削除)</u>扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>(6)</u> (省 略) <u>(7)</u> (省 略) <u>15</u> 本サービスの不正使用による振込等 <u>(1)</u> (省 略) <u>a</u> (省 略) <u>b</u> (省 略) <u>c</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> 前記<u>(1)</u>・<u>(2)</u>の規定は前記<u>(1)</u>にかかる当組合への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>(4)</u> 前記<u>(1)</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。	とにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取<u>り</u>扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付<u>け</u>の有無等を確認してください。 <u>2.</u> システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取<u>り</u>扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>3.</u> 当組合が<u>第4条</u>に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または 不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記<u>第15条</u>による補てんの請求をすることができます。 <u>4.</u> (省 略) <u>5.</u> 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取<u>り</u>扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>6.</u> (省 略) <u>7.</u> (省 略) <u>第15条</u> 本サービスの不正使用による振込等 <u>1.</u> (省 略) <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> (省 略) <u>(3)</u> (省 略) <u>2.</u> (省 略) <u>3.</u> 前記<u>1</u>・<u>2</u>の規定は前記<u>1</u>にかかる当組合への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 <u>4.</u> 前記<u>1</u>の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。

改正後	改正前
<u>a</u>（省 略） <u>(a)</u>（省 略） <u>(b)</u>（省 略） <u>(c)</u>（省 略） <u>b</u>（省 略） <u>(5)</u> 当組合が前記<u>(2)</u>に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>(6)</u> 当組合が前記<u>(2)</u>により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>(7)</u> 当組合が前記<u>(2)</u>により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>16</u> 届出事項の変更等 （省 略） <u>17</u> サービスの休止 （省 略） <u>18</u> サービスの廃止 （省 略） <u>19</u> 本規定の変更 <u>(1)</u> 当組合は、<u>「18 サービスの廃止」</u>に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>(2)</u>（省 略）	<u>(1)</u>（省 略） <u>a</u>（省 略） <u>b</u>（省 略） <u>c</u>（省 略） <u>(2)</u>（省 略） <u>5.</u> 当組合が前記<u>2</u>に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 <u>6.</u> 当組合が前記<u>2</u>により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。 <u>7.</u> 当組合が前記<u>2</u>により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。 <u>第16条</u> 届出事項の変更等 （省 略） <u>第17条</u> サービスの休止 （省 略） <u>第18条</u> サービスの廃止 （省 略） <u>第19条</u> 本規定の変更 <u>1.</u> 当組合は、<u>第18条</u>に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。） を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。 <u>2.</u>（省 略）

改正後	改正前
<u>20</u> リスクの承諾 (省 略) <u>21</u> 関係規定の適用・準用 <u>(1)</u> (省 略) <u>(2)</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>(削除)</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。 <u>22</u> 契約期間 (省 略) <u>23</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省 略) <u>24</u> 準拠法・合意管轄 (省 略) 以 上 (<u>2 0 2 5 年 1 0 月 1 日現在</u>)	<u>第20条</u> リスクの承諾 (省 略) <u>第21条</u> 関係規定の適用・準用 <u>1.</u> (省 略) <u>2.</u> 振込取引に関する振込通知の発信後の取<u>り</u>扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。 <u>第22条</u> 契約期間 (省 略) <u>第23条</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省 略) <u>第24条</u> 準拠法・合意管轄 (省 略) 以 上 (<u>2 0 2 0 年 4 月 1 日現在</u>)